

用語説明

●あんしん賃貸住宅

高齢者、障害者、外国人、子育て世帯の入居を受け入れることとして、都道府県等に登録された民間賃貸住宅で、情報提供やさまざまな居住支援によって入居をサポートします。

●NPO

営利を目的とせずに市民活動や公共的な活動を行う民間組織です。

●オンブズパーソン（苦情調整委員）制度

市民の権利をまもるために、サービスなどに関する苦情を受け付け、中立的な立場で調査や勧告などを行う制度です。

●ケアマネジメント

一人ひとりの状況に応じてサービスを組み合わせた計画（ケアプラン）をつくり支援するしくみです。

●高次脳機能障害

脳の損傷によって起こされるさまざまな障害のことをいい、主な症状として記憶障害、注意障害、遂行機能障害、行動と感情の障害などがあります。

●コーディネート

関係する各々の人や機関等の調整を図り、全体としてうまくいくように整えることです。

●支給決定ガイドライン

障害者自立支援法では、心身の状況（障害程度区分）、社会活動や介護者、居住等の状況、障害福祉サービス等の利用意向、訓練・就労に関する評価に基づいて市町村がサービス支給の可否や支給量を決定しますが、その基準となるものです。

●指定管理者

公共施設の管理を委任するため、期間を決めて指定する団体です。

●障害者就業・生活支援センター

障害者の職業的な自立を促進するために、求職に関する相談、職業準備訓練や実習等の調整、職場の環境改善や就職後の職場定着への助言などの就業に関する支援と、就業にともなう日常生活に関する助言等の生活面の支援を、雇用と福祉の関係機関と連携して一体的に行う機関です。

●障害者自立支援法

地域生活と就労をすすめ自立を支援するよう、障害種別ごとだった福祉サービス等を一元化して提供するための法律で、市町村・都道府県が障害福祉計画を策定することや費用負担（国・都道府県・市町村の財政責任の明確化と原則1割の利用者負担の導入）などが定められています。

●ジョブコーチ・ジョブサポーター

ジョブコーチ（職場適応援助者）は、障害者が就労している職場で、状況に応じて必要な技能の

指導や理解の促進などの支援を行う専門職です。ジョブサポーターは、ボランティアとして障害者の就業活動や就労に付き添い、支援する人をイメージしています。

●スキル

訓練して身につけた技能のことです。

●成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が十分ではない人の財産管理や契約行為などを支援する制度で、判断能力などに応じて「後見」、「保佐」、「補助」の3類型があります。後見人等には親族のほか、第三者後見人として弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職が選ばれることもあります。また、法人が後見人となって構成員が協力して支援する法人後見や、研修を受けた市民が専門家と連携して支援する市民後見人などの新たな担い手も増えつつあります。

●地域自立支援協議会

相談支援事業を適切に実施するとともに、関係機関のネットワークを構築し障害のある人の地域での自立生活を支援する体制を整備するよう、保健、医療、福祉、教育、就労等の関係機関・団体等で設置しており、全体会と部会、ワーキング、プロジェクトチームで協議を行います。

●地域福祉

だれもが地域とつながりをもって自立して暮らせるよう支援するために、市民一人ひとりが主役となり、団体、事業者、行政などの地域のあらゆる力をあわせていく新しい福祉の理念としくみです。

●デイジー再生機

図書をCD-ROMに録音し、長時間の録音ができるとともに目次検索や読みたい箇所の頭出しなどができるようにしたデイジー図書を再生する機械です。デイジー図書はパソコンでも聞くことができます。

●特別支援教育

障害のある子どもの能力や可能性を最大限に伸ばし、自立した生活をおくるために必要な力を培うよう、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな教育を、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導で行います。

●難病

原因不明、治療が困難で、経過が慢性にわたるため介護等が必要な疾患のことをいいます。このうち、後遺症を残し社会復帰が極度に困難（もしくは不可能）で、医療費も高額で経済的な問題や介護等の負担の大きい疾病を「特定疾患」といいます。

●ノーマライゼーション

障害のある人もない人も同じように暮らせる社会があたりまえの社会だという、社会福祉の基本となる考え方です。

●発達障害

乳児期から幼児期にかけてのさまざまな原因で発達の遅れや歪みなどが生じる障害で、一般的には知的障害を伴わない発達障害のことをいいます。高機能自閉症やアスペルガー症候群などの広

汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などがあります。

● **パブリックコメント**

行政機関が計画や政策の決定を行う際に、事前に原案を公表して市民の意見や情報提供を求める制度です。

● **ピアカウンセリング**

同じ障害をもつ人がカウンセラーとなって相談を行うことをいい、相談する人・受ける人のお互いの自立をすすめるうえで意義のある取り組みです。

● **プロジェクトチーム**

ある目的を達成するために共同で作業を行う、横断的なチームをいいます。

● **ホームページ**

インターネットを使って情報提供をするときに、情報をまとめて置いておくところです。

● **まちかど福祉相談所**

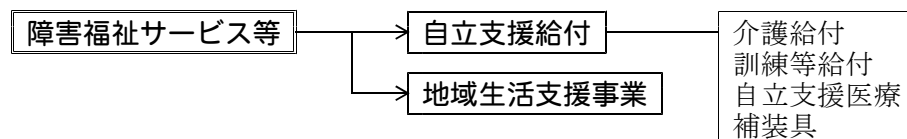
身近な相談と専門機関への橋渡し、地域住民の交流、福祉サービスやボランティア活動に関する情報提供を行う地域の拠点として、社会福祉協議会と校区福祉委員会が連携して設置しています。

● **ライフステージ**

人の一生を乳幼児期、青少年期、壮年期、高齢期などに分けたそれぞれの場面をいいます。

障害福祉サービス等の概要

●障害福祉サービス等の体系



●サービスの内容（平成21年3月現在）

サービスの名称	サービス内容の概要	サービスの対象者			
		身体	知的	精神	対象となる障害程度区分 (無記入のものは制限なし)
自宅を訪問して介護等を行うサービス					
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが身体介護や家事援助を行います	○	○	○	1以上
重度訪問介護	常時介護を必要とする肢体不自由の方に、身体介護、家事援助と外出時の移動支援を行います	○			4以上で四肢のうち二肢に障害があり、歩行・移乗・排泄のいずれにも介助が必要な人
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い方に、居宅介護等のいろいろなサービスで包括的に支援します	○	○	○	6で重度障害者等包括支援の対象と判定された人
移動や外出を支援するサービス					
移動支援事業[地] (ガイドヘルプ)	ガイドヘルパーが外出時の移動を支援します	○	○	○	
重度訪問介護	常時介護を必要とする肢体不自由の方に、身体介護、家事援助と外出時の移動支援を行います	○			4以上で四肢のうち二肢に障害があり、歩行・移乗・排泄のいずれにも介助が必要な人
行動援護	判断能力が不十分な方が行動する際に危険回避や外出の支援を行います		○	○	3以上で行動関連項目の判定が8点以上の人
コミュニケーションを支援するサービス					
コミュニケーション支援事業 [地]	社会生活でコミュニケーションが必要な際に、手話通訳者や要約筆記者を派遣します	○			
補装具や日常生活用具					
補装具	障害に応じて、必要な補装具の交付や修理を行います	○			
日常生活用具給付等事業 [地]	障害に応じて、日常生活に必要な用具を給付します	○	○	○	
短期入所					
短期入所 (ショートステイ)	介護者が病気などのときに、短期間、施設に入所(宿泊)して介護を行います	○	○	○	1以上

サービスの名称	サービス内容の概要	サービスの対象者			
		身体	知的	精神	対象となる障害程度区分 (無記入のものは制限なし)
通所して活動や就労・訓練を行うサービス					
生活介護	常時介護を必要とする方に、創作的活動や生産活動の場を提供するとともに、入浴・食事等の介護を行います	○	○	○	3以上(50歳以上は2以上、50歳未満の施設入所者は4以上)
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います	○			疾病や障害の状態により5以上または6
児童デイサービス	障害のある児童の方に、日常動作訓練や集団適応訓練等を行います	○	○		
日中一時支援事業 [地]	介護者が一時的に介護できない時(昼間)に施設で介護したり、放課後の活動の場を提供します	○	○	○	
地域活動支援センター事業 [地]	創作的活動や生産活動の場を提供し、地域との交流を支援します	○	○	○	
自立訓練	機能訓練や生活訓練を行います(有期限で利用します)	○	○	○	
就労移行支援	一般企業等での就労を希望する方に、就労に必要な能力を高める訓練を行います(有期限で利用します)	○	○	○	
就労継続支援	一般企業等での就労が難しい方に、働く場を提供するとともに、必要な訓練を行います	○	○	○	
旧体系の通所施設等	通所授産施設、通所更生施設、小規模通所授産施設は、事業所が上記のサービスに移行するまでの間は継続して利用できます	○	○	○	
居住の場を提供するサービス					
共同生活援助 (グループホーム)	介護が必要ない障害者の方が共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行います		○	○	非該当または1
共同生活介護 (ケアホーム)	介護が必要な方が共同生活を行う住居で入浴や食事等の介護を行います		○	○	2以上
施設入所支援	入所施設で、夜間や休日の介護を行います	○	○	○	4以上(50歳以上は3以上)
旧体系の入所施設等	身体障害者療護施設、身体障害者入所更生施設、知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設、知的障害者通勤療、精神障害者社会復帰施設(援護療)等の入所施設は、事業所が上記のサービスに移行するまでの間は継続して利用できます	○	○	○	

※サービスの名称に「[地]」が付いているものは地域生活支援事業、それ以外は自立支援給付です。